

## 意見書

第1部 誹謗中傷や偽情報を含む違法・有害情報への対応について	
第1章 誹謗中傷等への対応に関する現状と課題	
(3)海外動向	
p.32-33 EUの動向について	DSAについて、参照している文書が最新のものではないと考えられ、例えば次のような点の事実関係に誤りがあることから、修正すべきである。 <ul style="list-style-type: none"><li>・「欧州理事会」を「EU理事会」または「欧州連合理事会」に修正すべき。(p.32)</li><li>・「ダークパターンの禁止」「未成年者保護」は、最終合意テキストに合わせて、「全ての仲介サービス提供者に対する義務」ではなく、「オンラインプラットフォームの義務」とすべき。(p.33)</li><li>・「コンプライアンスオフィサー」を「コンプライアンス機能」とすべき。(p.33)</li><li>・「ディープフェイクの通知義務」は、最終的に削除されているため、記述を削除すべき。(p.33)</li></ul>
第3章 今後の取組の方向性	
(3)透明性・アカウントビリティ確保の重要性、枠組みの必要性とその方向性等	
p92-98 法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について	まず、誹謗中傷や偽情報を含む違法・有害情報への対応として、ユーザやプラットフォーム事業者に対し、投稿の削除を義務づけることは不適切である。 その上で、本とりまとめ案においては、「行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与」を所与の前提とし、その具体化が必要としているが、具体的な内容の議論の中では、そもそも立法措置が必要か、萎縮効果を含む表現の自由への悪影響がないか、偽情報といった外延が定かでない概念が法的枠組みになじむのか、実効性を確保できるかなど、多角的な議論を幅広い関係者と意見交換した上で、立法措置導入の是非を含めて慎重に議論すべきである。

第2部 利用者情報の適切な取扱いの確保について	
第1章 プラットフォームサービスに係る利用者情報を巡る現状と課題	
(3) 海外動向	
p.131-132 eプライバシー規則案について	<p>eプライバシー規則案については、議論の進展が全く見られておらず、現状では案のとおり成立する見通しは立っていないことを踏まえると、海外における他の立法・制度例と同列に参照することは不適切である。少なくとも、「協議等が行われているが進展は見られない」といった説明を追加すべき。</p> <p>また、議会案など複数の案が示されている中で、本とりまとめ(案)全体において、理事会案のみを取り上げて説明を行い、「eプライバシー規則案の議論を参考にしつつ」としていることはミスリードであり、不適切である。</p>
p.132-133 DSAについて	<p>「ダークパターンの禁止」は、「全ての仲介サービス」ではなく、「オンラインプラットフォームの義務」であることから、修正すべき。</p>
第3章 今後の取組の方向性	
(2) 今後の対応の方向性	
p.170 2022年4月より電気通信事業GLが個人情報保護委員会と総務省の共管となったことについて	<p>新経済連盟は、「電気通信事業における個人情報保護ガイドライン」(以下「電気通信事業GL」)が、金融など他の特定分野ガイドラインとは異なり、個人情報保護委員会との共管ではなく、総務省の単独所管となっていることに疑問を表明し、その改善を提言してきた。今回、電気通信事業GLが個人情報保護委員会との共管となったことは、インターネット上の利用者保護というテーマに関し、政府が縦割り行政の弊害に陥ることなく取り組んでいく上での重要な一歩であり、歓迎する。</p>

<p>p.171</p> <p>電気通信事業法の改正による外部送信規制の導入について</p>	<p>法改正によって導入された外部送信規制は、デジタルサービスを提供するビジネス全般を対象とするものとはなっていない。これは、自社の情報提供用ウェブサイトや、自社ECサイトなどは「電気通信事業」に該当しないためである。このように、デジタルサービスを提供するビジネス全般が対象となる個人情報保護法(以下「個情法」)ではなく、あえて電気通信事業法(以下「電通法」)において措置を行ったことにより、規制の適用対象となるサービス／事業者、同法と個情法との関係などが非常に分かりにくいものとなっている。</p> <p>規制の適用対象となる事業者が、実際にサービスを運営する現場レベルに至るまで規制を正しく理解し、対応を確実に行うことができる実行可能性のある仕組みとしなければ、結果的に利用者の保護という目的は達成できないこととなる。</p> <p>このため、事業者にとって個情法と電通法の二本立ての対応(例:個情法に基づく規程類とは別個の電通法に基づく規程類)が必要とならないことを基本原則とした上で、個別の具体的規制の内容を明確化することが必要である。</p>
<p>p.174</p> <p>論点1の外部送信規制の適用対象となる事業者の基準について</p>	<p>規制の適用対象となる事業者の基準を定めるに当たっては、当該事業者自身が規制対象となることを明確に認識することができる程度に具体的なものとすべきである。その際は、個情法ではなく電通法において規制することとした趣旨に照らして合理的な基準となっているかを明確にすべきである。</p> <p>また、いわゆる一般的な企業のコーポレートサイト(企業情報や自社商品などの情報を提供するもの)がアクセス解析用のタグ等によって利用者に関する情報の外部送信を行っている場合などについて、規制の公平性・明確性を確保し、ウェブサイトやアプリケーションの運営者に混乱をもたらさない</p>

	<p>ようにすべきである。</p>
<p>p.174-175          論点2の「利用者に通知し又は容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件」について</p>	<p>プライバシーポリシーとは別に Cookie ポリシーを定め、データの収集や利用に関して丁寧な説明を行っている事例も多い中で、「階層化等により最初に表示される画面は要点を端的に示すものとする(原則としてスクロールしない程度の分量、適切な文字サイズ)」「ホームページ(トップページ)、情報送信指令通信を行うウェブページ又はこれらから1回の操作で到達できるウェブページにおいて容易に知り得る状態に置くべき事項を表示する」といった画一的な方法を省令で義務付けることは適当ではなく、あくまでもガイドライン等におけるベストプラクティスの一つとして位置付けるべきである。</p>
<p>p.174          「共通的に満たすべきと考えられる要件」のうち、「スクロールしない程度の分量」について</p>	<p>「スクロールしない程度の分量」という要件は、利用者が閲覧する際の画面環境は様々であること、内容自体をわかりやすく記載したとしても一定の分量になる可能性があること、わかりやすさを求めた表現の工夫をすることで一定の量になる可能性があることを考えると、スクロールをしないことを絶対の条件にすることは現実的に困難なケースが出てくるものであるため、利用者にとってわかりやすいように記載されている工夫があるのであれば、一定のスクロールによって表示することも認めていただきたい。</p>
<p>p.174-175          「共通的に満たすべきと考えられる要件」のうち、「送信先ごとに送信される情報の内容及び利用目的がわかるようにする」について</p>	<p>「送信先ごとに送信される情報の内容及び利用目的がわかるようにする」とあるが、同時に「簡潔な内容とすることでわかるようにする」ということも満たす必要があるのかを明確にされたい。その場合、利用目的を詳細に書くことによる長文化と、簡潔化のトレードオフについて、どの程度であれば許容さ</p>

	<p>れうるのかを明確にしていきたい。</p>
<p>p.175 「容易に知り得る状況に置く際に満たすべきと考えられる要件」について</p>	<p>ここでの「状況」は「状態」の誤記と思われるが、「容易に知り得る状態に置く」とは、個人情報法において同じ概念が存在するところ、当該個人情報法の法文の解釈との整合性を確保すべきである。例えば、ポップアップにより示すことまでも求めることは、この整合性を欠くこととなる。</p> <p>「容易に知り得る状態に置く際に満たすべきと考えられる要件」として、「通知」の要件と同等である）ポップアップによる表示は必須の要件では無いことを明確にしていきたい。</p>
<p>p.175 「容易に知り得る状況に置く際に満たすべきと考えられる要件」のうち、「1回の操作で到達できる」について</p>	<p>ウェブサイトやアプリケーションの構成内容は、個々のサービスによって様々であるため、必ずしもトップページから1回の操作というものに限定するのではなく、利用者にとってわかりやすく容易に知り得る状態であり簡易な操作であれば、多くの利用者が訪れるページからの2-3回程度の操作により到達できる場合等も認めていきたい。</p> <p>また、個人情報法のガイドラインにおいては、「容易に知り得る状態に置く」について、「1回程度」という記述となっており、全体的な記載ぶりの構成などに鑑み、2回の操作も許容され得るものとなっていることにも留意していきたい。</p>
<p>p.175-176 論点3の「利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項」について</p>	<p>利用者に関する情報の送信先の利用目的を「通知し、又は容易に知り得る状態に置く」際は、利用目的が記載された当該送信先のウェブページなどへのリンクの設置をすることで許容され得る旨を明確にすべきである。</p> <p>利用目的は、外部送信先が最も正確に記載していると考えられ、同じ外部送信先のタグなどを設</p>

	<p>置している複数の事業者が、独自の表現で外部送信先の利用目的を記載するなどが起こると、利用者にとってもわかりにくく混乱を招く可能性がある。利用目的が記載された外部送信先のウェブページなどへのリンク先を設置することで、利用者により正確な情報が伝わるものとする。</p>
<p>p.176-177          論点4の「オプトアウト措置の際に利用者が容易に知り得る状態に置く事項」について</p>	<p>論点2についての意見と同じ趣旨から、「ホームページ(トップページ)から1回の操作で到達できるウェブページ」や、「アプリケーションの起動前、当該アプリケーションの起動後最初に表示される画面又はそこから1回の操作で到達できる場所」について、簡易な操作であれば、多くの利用者が訪れるページからの2-3回程度の操作にて到達できる場合等も認めていただきたい。</p> <p>また、個人情報法のガイドラインにおいては、「容易に知り得る状態に置く」について、「1回程度」という記述となっており、全体的な記載ぶりの構成などに鑑み、2回の操作も許容され得るものとなっていることにも留意していただきたい。</p>
<p>p179          施行準備について</p>	<p>今後、改正電気通信事業法の施行に向けた総務省令(電気通信事業法施行規則)や電気通信事業GL等の策定に当たっては、関係する事業者・事業者団体等のステークホルダーからの意見を適切なタイミングで聴きながら、検討を進めていただきたい。</p>
<p>p179          電気通信事業GLにおける対応について</p>	<p>電気通信事業GLには、電通法の解釈を示す部分のみならず、同法の適用対象外のものについて、あくまでもベストプラクティス等として推奨する部分が存在する。例えば、電気通信事業GLにおいて、「電気通信事業者」は、「電気通信事業を行</p>

う者」とされており、電通法の「電気通信事業者」  
更には「電気通信事業を営む者」以外の者を含む  
広い概念となっている。また、「電気通信サービス」  
は、「電気通信事業者が業務として提供する電気  
通信役務及びこれに付随するサービス」とされてお  
り、電通法の規制対象よりも広いものとなっている。

国内の各事業者は外国事業者とも取引を行っ  
ており、また、国内にサービスを提供する外国事業  
者も電通法の規制対象となっている中で、法令に  
基づく義務と、推奨事項とが明確に区別されてい  
ることは、法規制のグローバルスタンダードである  
とともに、事業者が法規制を正確に理解した上で、  
実効性あるコンプライアンスの運用を確保する観  
点からも重要である。

したがって、電気通信事業GLを改定するに当た  
っては、電通法により法的に義務付けている(電通  
法の解釈を示している)部分と、同GLが独自に推  
奨している部分との区別が明確となるよう記載す  
べきである。